

「みんなで実践！ベジ・ファースト推進事業（仮称）」業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「県」という。）が発注を予定している「みんなで実践！ベジ・ファースト推進事業（仮称）」業務委託企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定した後、協議の上別途作成する。

2 事業目的

この事業は、食事を野菜から食べ始める無理なく実践しやすい「ベジ・ファースト」を県民に広く広報するとともに、様々な切り口で「ベジ・ファースト」を県民にアプローチすることにより、県民の健康意識の向上や食行動の変容・定着による健康指標の改善を目指すことを目的とする。

3 事業概要

(1) 主催者

福島県

(2) 基本的な考え方

- ・ターゲットは20～50歳代の県民を対象とする（特に20～30歳代の若い世代）
- ・令和4年度まで実施をしていた事業（「ベジ・ファースト協力店の登録・管理」「ふくしま健民アプリを活用した広報」）は継続するものとする。
- ・「ベジ・ファースト」及び「ゆっくり食べる」ことの効果を多くの県民に印象づけ、実践を促すような取組とすること。

4 委託業務内容

本委託における業務内容は以下のとおりとし、プロポーザル参加者にあっては、コスト及び県民への波及効果等に留意した上で、効果的で自由なアイデアを踏まえた提案を行うこと。

(1) 共通事項

- ア 受託者は、事業の企画、開催準備、運営から実績報告まで全ての業務を行うものとする。ただし、県が特に指定した場合を除く。
- イ 業務の遂行に要する費用は、特に指定がある場合を除き、全て受託者が負担する。
- ウ 委託事業の実施に伴う著作権は、全て県に帰属するものとする。
- エ その他、疑義が生じた場合はその都度県と協議する。

(2) 業務内容

事業のターゲットを20～50歳代（特に、20～30歳代の若い世代）の県民を対象として、昨年度までの継続事業でもある「ベジ・ファースト協力店」「ふくしま健民アプリ」等の活用も含めて、下記事業を実施する。

ア 県民に対するベジ・ファーストの情報発信・普及啓発活動

- (ア) 紙媒体・ウェブサイト・SNS等の活用

(イ) 民間企業（新聞等）の活用

イ ベジ・ファースト協力店における情報発信

(ア) ベジ・ファースト協力店の登録の拡大・管理

(イ) 県民に対するベジ・ファーストの行動変容を促す取組等

ウ 県民のベジ・ファーストの行動変容・定着につながる仕組みづくり

エ その他、本業務の趣旨に沿ったもので、効果的だと思われる事業の実施

(3) その他、留意点

- ・事業目的を達成するため、ターゲットは20～50歳代の県民（特に、20～30歳代の働き盛り世代・子育て世代も含む）とし、健康に対する「無関心層」にも訴求力のある事業を提案すること。
- ・「無関心層」である若い世代も楽しく参加できる内容を提案すること。
- ・県の健康増進施策の理念や健康課題、健民アプリ等の各種ツール、ふくしま健民プロジェクト大使や福島県食育応援企業団など、可能な限り「福島県ならではの」要素を取り入れた内容とすること。
- ・「ベジ・ファースト協力店の登録・管理」について、ベジ・ファースト協力店の情報発信等を「健康ふくしまポータルサイト」で行う場合は、運営会社と協議の上、その費用を見積もりに含めること。なお、別途ウェブサイトを作成する等の方法も差し支えない。
- ・事業の実施に必要な各種申請・連絡調整等を行うこと。
- ・印刷物、広報媒体等において使用される素材等において、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。また、これらについて、使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得ること。

(4) 事業終了後の業務

実績報告書等を作成し、委託業務完了後、速やかに2部提出すること。

実績報告書には、事業内容、実績（県民の参加者数、ベジ・ファースト協力店の取組、県民の意識等の成果がわかるもの）、紙媒体等の成果品、写真等を添付すること。

5 その他留意事項

- (1) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。